

千葉県公告第680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月4日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミスターマックスおゆみ野ショッピングセンター  
所在地 千葉県緑区おゆみ野中央二丁目3番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマックス・ホールディングス  
代表者の氏名 代表取締役 平野 能章  
住所 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
A区域	167台
B区域	267台
C区域	104台
D区域	79台
E区域	127台
F区域	260台
G区域	164台
H区域	32台
合計	1,200台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場	700台
合計	700台

4 変更する年月日

令和6年3月26日

5 変更する理由

駐車場計画変更のため

6 届出の年月日

令和5年7月25日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市緑区おゆみ野3丁目15-3 千葉市緑区役所地域づくり支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年8月4日から令和5年12月4日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

※添付図面については省略